

改正概要説明書

国名： イスラエル

法令名： 商標規則

改正情報： 2022年1月1日改正が施行された商標規則, 1940

改正概要：

1. 定義規定の整備

・署名の根拠法だった「電子署名法」が「証拠法」に変更されたことにより、電子署名と手書署名との区別を廃止し、また、宣言書の署名者について内外人の区別を廃止した（第2条）。

2. 書類の様式違反の規定の廃止

・様式違反の書類が基準を満たさない場合の職権訂正の規定を廃止した（第4条）。

3. 代理人資格の根拠法の見直し

・手続を代理する専門職の資格について電子署名法の引用を廃止した（第6条(b)(2)）。

4. 書面の電子提出の扱いの整備

・紙媒体の書類に加え、係争手続の場合は電子媒体の提出を義務づける規定を新設し、提出日についての規定を新設した（第6A条(a)(2)(b)）。

5. 書類の提出者の署名等の見直し

・書類に記載する本人確認の方法を電子署名から電子識別に変更し、併せてこの変更の適用除外書類を明記するとともに、マドリッド協定議定書による領域指定の場合には適用されないことを明確化した（第6B条(c)(c1)(d)）。

6. 却下通告の廃止

・書類が基準を満たさず却下された場合に行われていた却下の通告の送付を取りやめ、また、提出手段であるウェブサイトの不具合が生じた場合の救済手段について詳細な規定を新設した（第6C条(b)(d)(e)）。

7. 委任状に記載する住所の規定の新設

・書類に完全な住所を記載する要件を委任状にも適用する規定を新設した（第9条(c)）。

8. 宣言書作成の要件の新設

・宣言書作成の形式と内容についての要件を新たに規定した（第10A条）。

9. 願書の署名要件の廃止

・願書における出願人又は代理人の署名要件を廃止した（第11条）。

・パートナーシップ等による出願の場合の願書の署名要件も廃止した（第12条）。

10. 商標のひな型等の作成の廃止

・商標を公告する目的で出願人に作成が義務づけられていた商標のひな型・見本等の作成についての規定を廃止した（第 34 条）。

改正内容：

・第 2 条 定義

「出願ウェブサイト」を「提出ウェブサイト」に、名称及び定義が変更された。署名に拘わる定義が変更された。また、宣言 (Declaration) が宣誓供述書 (affidavit) と、外国出願人等の宣誓供述書又は領事宣誓とを含む概念として再定義された。

・第 4 条

様式に関する本条が廃止された。

・第 6 条 (b) (2)

電子署名法を引用しないことに伴う文言が修正された。

・第 6A 条

書面での書類提出に関する定義が改正された。また、提出日の定義が新設された。

・第 6B 条 (c), (c1), (d)

本条 (c1) に示す各種提出物の提出者には、電子識別が求められ、マドプロ出願には電子識別が求められない旨が規定された。

・第 6C 条

(b) 受理審査に合格していない書類は、却下の通告も送付されないことが明記された。
(d) 及び (e) : 提出ウェブサイトの不具合による被害の救済措置について、詳細が規定された。

・第 9 条 (c)

完全な住所に関する第 8 条の規定は委任状にも適用されることが明記された。

・第 10A 条

宣言 (Declaration) の内容が定義された。

・第 11 条

出願に出願人又は代理人の署名に関する規定が廃止された。

・第 12 条

第 11 条の改正により、出願人の署名者に関する本条は廃止された。

・第 34 条

出願人が提出できた木型又は電子版の標章見本の規定が廃止された。